

## マイナポイントの申込期限は9月末までです!

役場の3階検査財政課窓口でマイナポイント申し込み支援を行っています。申込期限間近は窓口が混雑する可能性があるため、余裕をもって早めにお越しください。

マイナポイントの申し込みをすると、最大2万円分のポイントがもらえます

マイナンバーカードを  
取得すると  
**最大5,000円分**  
(利用金額・チャージ金額の25%)  
のポイント



健康保険証としての  
利用申し込みをすると  
**7,500円分**  
のポイント



公金受取口座の  
登録をすると  
**7,500円分**  
のポイント

### ■ 注意事項

- ▽ポイントをもらうための利用・チャージの期限も9月末のため、申し込みは早めをお願いします。
- ▽決済サービスによっては、事業者の判断により9月末よりも早く受け付けを終了する場合があります。詳しくはマイナポイント事業ホームページや決済事業者へご確認ください。
- ▽マイナポイントの申し込みを行う方は、電子証明書の有効期限切れや暗証番号忘れにご注意ください。

### ■ 必要なもの(次のものをあらかじめご用意ください)

- ▽マイナンバーカード(令和5年2月末までに申請をしたもの)
- ▽マイナンバーカードの暗証番号(4桁)(利用者証明用電子証明書および公金受取口座を登録する場合は券面事項補助用暗証番号)
- ▽決済サービスID、セキュリティコード(決済サービスごとに異なりますので、事前に確認してください)
- ▽公金受取口座を登録する場合は、通帳やキャッシュカードなどの金融機関名、支店名および口座番号を確認できるもの
  - ※ 決済サービスによっては、決済サービスアプリや店頭から申し込みをするものもありますのでご注意ください。

■ 問い合わせ先 検査財政課情報係 ☎(48)1111(内1312・1313)



◀マイナポイント事業  
ホームページ

## マイナンバーカードに関する一部手続きの停止について

法改正に伴う全国的なシステム更改により、全自治体で電子証明書の更新処理などの一部手続きを停止します。ご迷惑をおかけしますが、次の停止する手続きを希望の方は停止期間以外の開庁時間にご来庁ください。

■ 一部業務の停止期間 5月1日(月)・2日(火)の終日

### ■ 停止する手続き

- ▽電子証明書の新規発行、更新
- ▽町内転居、婚姻などによるマイナンバーカード券面の記載事項の変更
- ▽暗証番号の初期化(ロック解除)、再設定

### ■ 利用できる手続き

- ▽マイナンバーカードの申請
- ▽マイナンバーカードの受け取り
- ▽町外からの転入によるマイナンバーカード券面の記載事項変更
- ▽在留期間延長によるマイナンバーカードの有効期間変更
- ▽マイナンバーカードの一時停止解除

■ 問い合わせ先 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111(内1115)

